



関税分類について

名古屋税関業務部
首席関税鑑査官

項 目

- i . はじめに
- ii . 関税分類の世界統一
- iii . 関税分類の原則
- iv . HS委員会での個別分類事例
- v . おわりに

i. はじめに

EPA税率の確認
(品目ごとに規定)

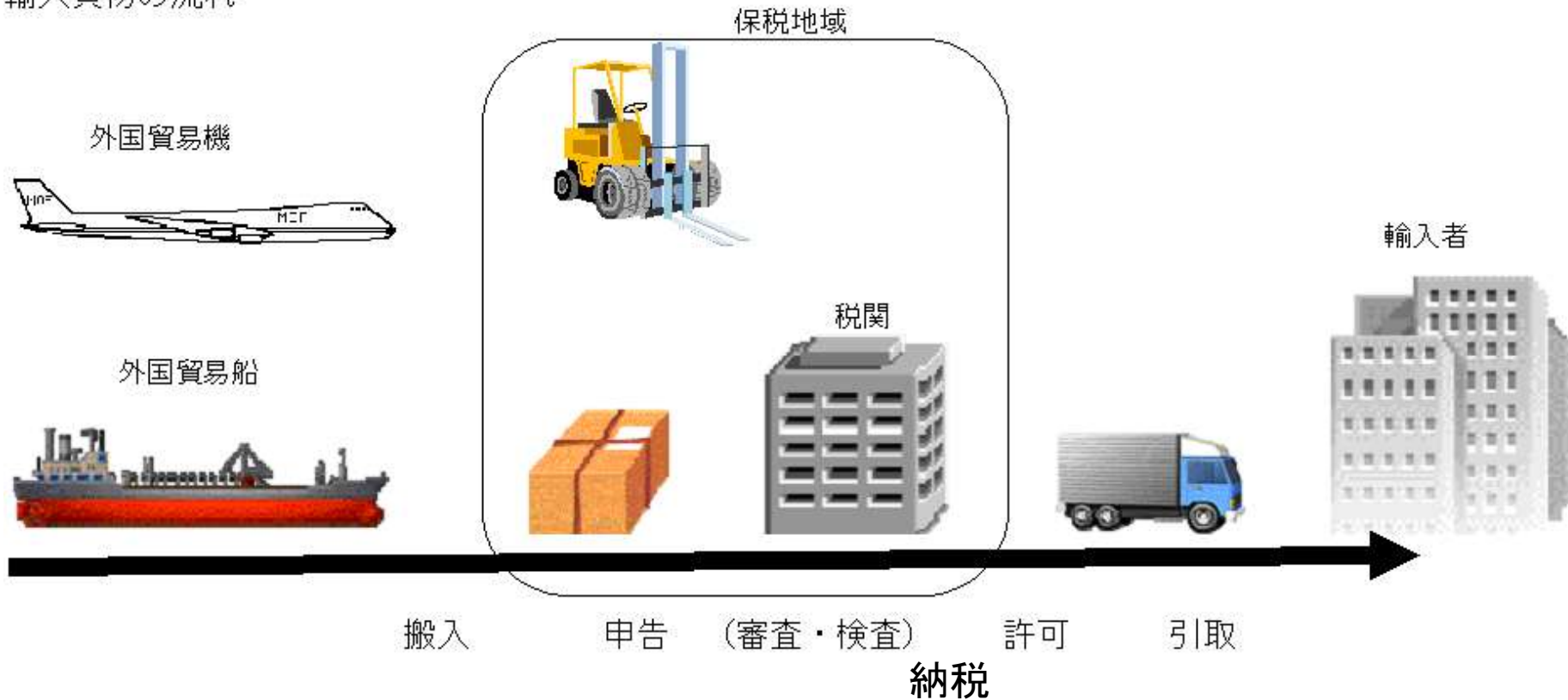
原産地規則の確認
(品目ごとに規定)

**関税分類番号の
決定が重要**

- ① なぜ、関税分類が必要か
- ② 関税率表に求められていること
- ③ 関税分類の原則

輸入貨物の関税分類(輸出は逆の流れ)

輸入貨物の流れ



関税分類(9,359品目...9ケタ)

関税・消費税・その他の税金は...

関税を確定させる要件



ii . 関税分類の世界統一

■HSの導入

- なぜ関税分類が必要か
- 関税率表(品目表)に求められること
- HS誕生の背景

なぜ関税分類が必要か？

①国境を跨いでさまざまな物品が貿易取引

- 生きている動物、肉、野菜、石油、書籍、衣類、工作機械、コンピューター、DVD、おもちゃ、骨董、水、電気、武器、廃棄物、覚醒剤……

②国、国際機関、民間企業にとって、物品により目的の異なる扱いが必要

- 有税/無税、貿易統計の把握、原産地の決定、規制の対象か ……

※あらゆるものが世界中で一義的に分類される表が求められる

⇒ 世界共通の品目表の開発、作成。

品目表に求められること

- ・すべての物品を網羅し、かつ体系的であること
- ・一つの物品は必ず一つのカテゴリーに分類されること
- ・解釈が相違したとき、解決する仕組みを持っていること
- ・国際的に広く利用されること
- ・時代の変化に合わせてアップデートされること

HS誕生の背景

①関税協力理事会品目表(CCCN)

世界貿易の75%をカバー【米、加は使用せず】

②真に国際的な品目表の作成を目指して

1973年～1983年 作成作業

1988年 HS条約発効

③世界税関機構(WCO)が作成

④世界貿易の**98%超※**をカバー (200以上の国・地域が使用)

(※)WCO事務局調べ

条約締約国 148(147か国・地域+EU)【2013年10月1日現在】

HS: 商品の名称及び分類についての統一システム

(Harmonized Commodity Description and Coding System)

HS品目表; 世界共通の6桁番号

日本の関税率表; 世界共通の6桁番号 + 日本独自の3桁番号

主要目的：国際貿易の容易化 (多目的な品目表)

〈HS 導入前〉

- ①主要貿易国間で異なる分類システムを使用
- ②国際貿易の過程で一つの分類システムから他の分類システムへの再分類に要する費用と時間の無駄

〈HS導入後〉

- ①問題解決のため世界各国で受入可能な分類システムとして開発
- ②世界貿易のほとんどすべてがHSを使用
- ③国際貿易の世界共通言語

〈関税率表の設定〉

- ①国際貿易統計の編纂
- ②原産地の決定
- ③貿易交渉 (例; WTO EPA)
- ④貿易制限物品のモニター (例; オゾン層破壊物質、麻薬、ワシントン条約該当物品等)
- ⑤セキュリティー確保の手段

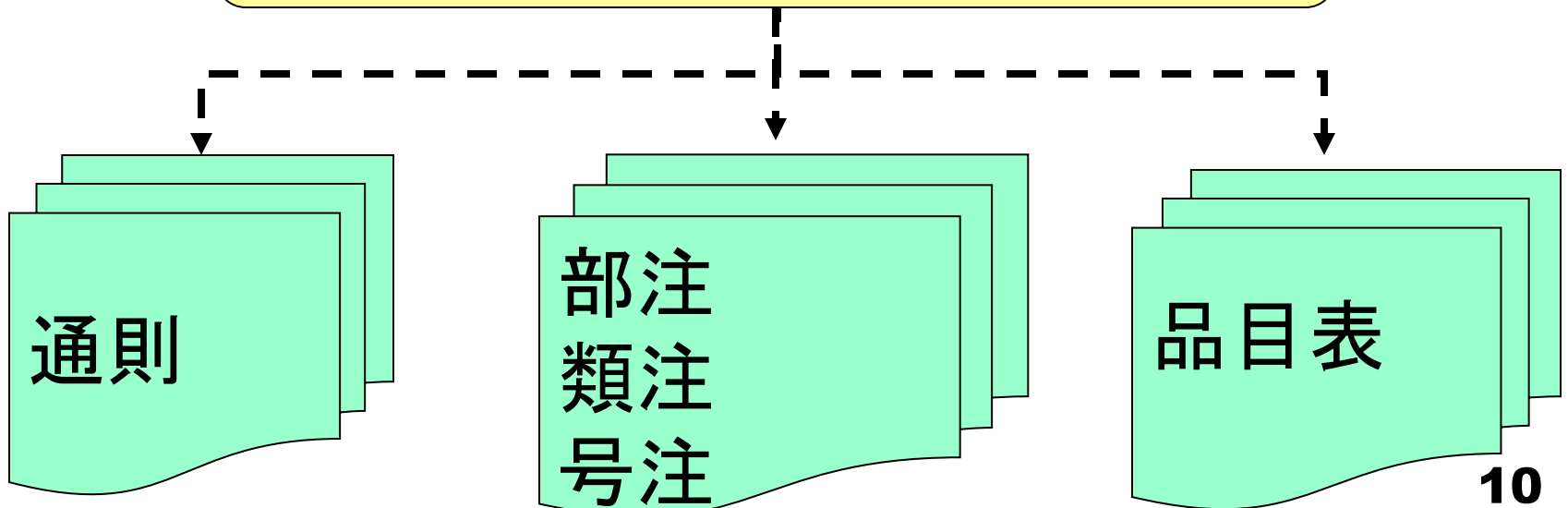
体系的・統一的な分類システム

HS条約の構造

本文

- 前文
- 第1条から第20条

附属書「統一システム」



HS条約の規定(一部)

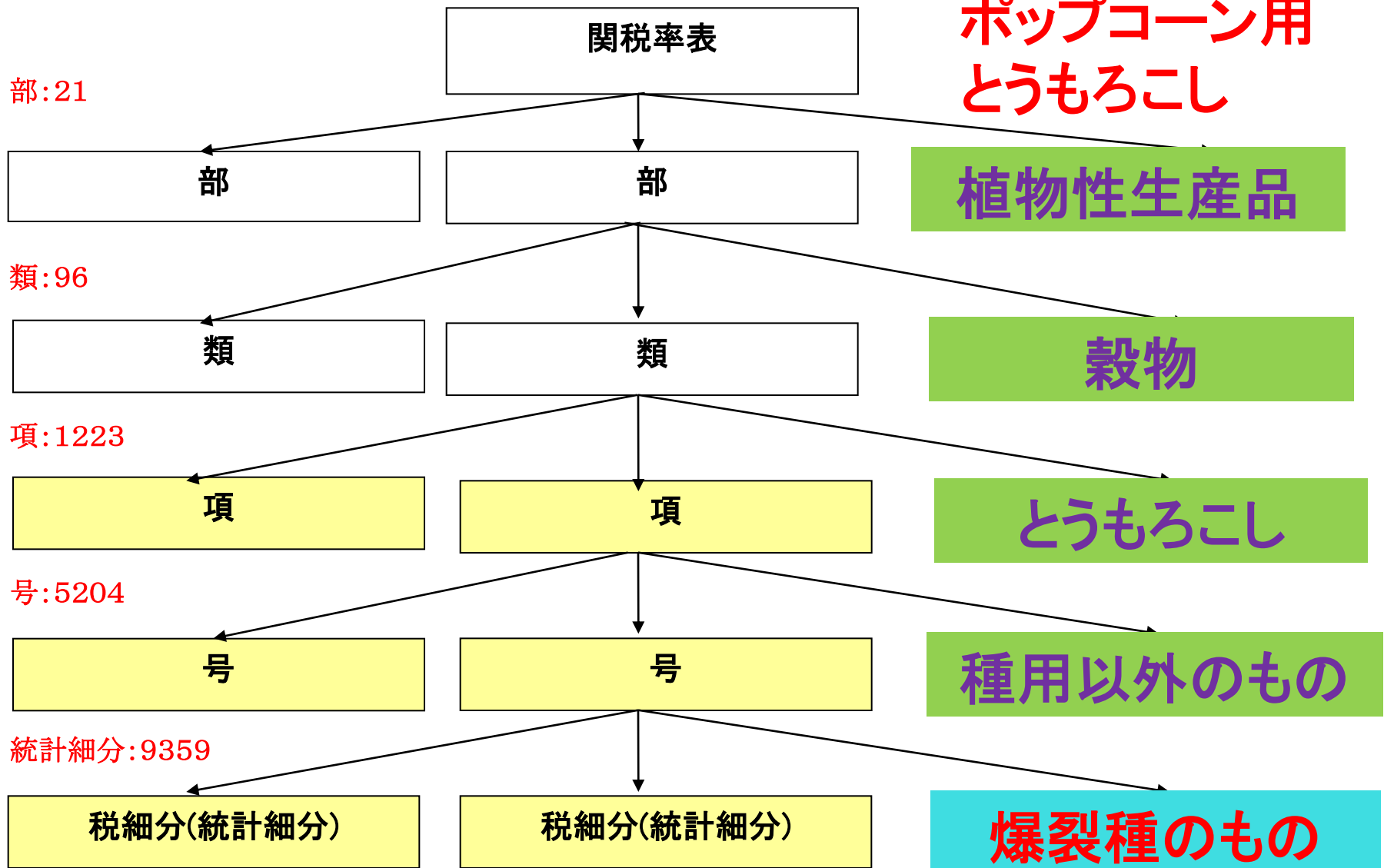
【第3条 締約国の義務】

- ①関税率表及び統計品目表をHSに適合
 - 全ての項(4桁)及び号(6桁)の使用
 - 通則並びに全ての部、類及び号の注の使用
 - HSの数字上の配列に従う
- ②HSに基づく輸出入貿易統計の公表
- ③HS6桁を超える細分の設定

【第6条 統一システム委員会】

- ①HS条約第6条に基づいて設立された委員会
- ②HS条約締約国によって構成
(ICC等の国際機関もオブザーバ参加)
- ③年2回、WCO本部で開催

日本の関税率表の構造



類の構成

- 第 1 類 動物(生きているものに限る。)
- 第 2 類 肉及び食用のくず肉
- 第 3 類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物
- 第 4 類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品
- 第 5 類 動物性生産品(他の類に該当するものを除く。)
- 第 6 類 生きている樹木その他の植物及びりんぼ、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉
- 第 7 類 食用の野菜、根及び塊茎
- 第 8 類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮
- 第 9 類 コーヒー、茶、マテ及び香草料
- 第 10 類 穀物
- 第 11 類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン
- 第 12 類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は農業用の植物並びにわら及び飼料用植物
- 第 13 類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス
- 第 14 類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品
- 第 15 類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
- 第 16 類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品
- 第 17 類 糖類及び砂糖菓子
- 第 18 類 ココア及びその調製品
- 第 19 類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品
- 第 20 類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品
- 第 21 類 各種の調製食料品
- 第 22 類 飲料、アルコール及び食酢
- 第 23 類 食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料
- 第 24 類 たばこ及び製造たばこ代用品
- 第 25 類 塩、硫酸、土石類、プラスター、石灰及びセメント
- 第 26 類 鉱石、スラグ及び灰
- 第 27 類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう
- 第 28 類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物
- 第 29 類 有機化学品
- 第 30 類 医療用品
- 第 31 類 肥料
- 第 32 類 なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスタック並びにインキ
- 第 33 類 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類
- 第 34 類 せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、入浴ろう、顔製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モテリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品
- 第 35 類 たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素
- 第 36 類 火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料
- 第 37 類 写真用又は映画用の材料
- 第 38 類 各種の化学工業生産品
- 第 39 類 プラスチック及びその製品
- 第 40 類 ゴム及びその製品
- 第 41 類 原皮(毛皮を除く。)及び革
- 第 42 類 革製品及び動物用装具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに鞆の製品
- 第 43 類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品
- 第 44 類 木材及びその製品並びに木炭
- 第 45 類 コルク及びその製品
- 第 46 類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご組物及び杖条組物
- 第 47 類 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙
- 第 48 類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品
- 第 49 類 印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案
- 第 50 類 絹及び絹織物
- 第 51 類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物
- 第 52 類 綿及び綿織物
- 第 53 類 その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物
- 第 54 類 人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品
- 第 55 類 人造繊維の短繊維及びその織物
- 第 56 類 ウォディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品
- 第 57 類 じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物
- 第 58 類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布
- 第 59 類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品
- 第 60 類 メリヤス織物及びクローセ織物
- 第 61 類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクローセ編みのものに限る。)
- 第 62 類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクローセ編みのものを除く。)
- 第 63 類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ
- 第 64 類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品
- 第 65 類 帽子及びその部分品
- 第 66 類 傘、つえ、シントステッキ及びむち並びにこれらの部分品
- 第 67 類 調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品
- 第 68 類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品
- 第 69 類 陶磁製品
- 第 70 類 ガラス及びその製品
- 第 71 類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用機造細貨類並びに貨幣
- 第 72 類 鉄鋼
- 第 73 類 鉄鋼製品
- 第 74 類 銅及びその製品
- 第 75 類 ニッケル及びその製品
- 第 76 類 アルミニウム及びその製品
- 第 77 類 (欠番)
- 第 78 類 鉛及びその製品
- 第 79 類 亜鉛及びその製品
- 第 80 類 すず及びその製品
- 第 81 類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品
- 第 82 類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品
- 第 83 類 各種の卑金属製品
- 第 84 類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品
- 第 85 類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
- 第 86 類 鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器(電気機械式のものを含む。)
- 第 87 類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品
- 第 88 類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品
- 第 89 類 船舶及び浮き構造物
- 第 90 類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品
- 第 91 類 時計及びその部分品
- 第 92 類 楽器並びにその部分品及び附属品
- 第 93 類 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品
- 第 94 類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具(他の類に該当するものを除く。)
- 第 95 類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品
- 第 96 類 雑品
- 第 97 類 美術品、収集品及びこつとう

HS(項・号)及び統計細分の構成(例:ヘリウム)

HS

項番号:最初の2桁は、類番号を示す。

3及び4番目の桁は、類の中の位置を示す。

号番号:項は、更に2以上に分割されることがある。

日本

統計細分:号は、更に2以上に分割されることがある。

項	号	統計細分	品名
28.02	2802.00	2802.00-000	昇華硫黄、沈殿硫黄及びコロイド硫黄
28.04			水素、希ガスその他の非金属元素
	2804.10	2804.10-000	水素
	(2804.2)		希ガス
	2804.21	2804.21-000	アルゴン
	2804.29		その他のもの
		2804.29-100	ヘリウム
		2804.29-200	その他のもの

1段落ち

2段落ち

3段落ち

トップ > 貿易統計 > 輸入統計品目表(実行関税率表) > 輸入統計品目表(実行関税率表)実行関税率表(2013年4月版) >

第6部 化学工業(類似の工業を含む。)の生産品

第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate					シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC					
第1節 元素											
28.01	ふっ素、塩素、臭素及びよう素						無税	無税	無税	無税	無税
2801.10	000 塩素	3%		2.5%	無税						
2801.20	000 よう素	無税		(無税)							
2801.30	000 ふっ素及び臭素	無税		(無税)							
28.02											
2802.00	000 昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税
28.03											
2803.00	000 炭素(カーボンブラックその他の形態の炭素で、他の項に該当するものを除く。)	4.6%					無税	無税	無税	無税	無税
28.04											
2804.10	000 水素、希ガスその他の非金属元素	3.9%		3.3%	無税		無税	無税	無税	無税	無税
2804.21	000 アルゴン	無税		(無税)							
2804.29	000 その他のもの	無税		(無税)							
	100 - ヘリウム										
	200 - その他のもの										
2804.30	000 窒素	3.9%		3.3%	無税						
2804.40	000 酸素	3.9%		3.3%	無税						
2804.50	000 ほう素及びテルル	3.9%		3.3%	無税						

EPA税率

基本税率

品目分類

品目分類

iii. 関税分類の原則

- 6桁までは、国際的な枠組みで決定

関税率表の解釈に関する通則【通則】

- 項レベル(4桁)の分類は、通則1～5までで決定される。
【通常、殆どのケースは通則1～3までにより決定される。】
- 通則1
(4桁の規定及びこれに関連する部注、類注並びに6桁の規定による。)
- 混合物の場合等、通則1で決定できない場合 → 通則2、3により決定
- 通則3(a)
最も特殊な限定をして記載 > 一般的な記載
(次頁の事例参照)
- 通則3(b)
混合物、異なる材料から成る物品、セット…
重要な特性を与えている材料／構成要素から
成るものとして決定。
- 通則3(c)
数字上の配列において最後となる項

事例1

通則3(a) 最も特殊な限定をして記載している項

84. 67項
原動機を自蔵する
手持工具

電気
かみそり

85. 09項
電動装置を自蔵する
家庭用電気機器

85. 10項
電気かみそり

最も特殊な限定
をした記載



事例2

① 自動車用の繊維製マット
繊維製床用敷物(第57.03項)

VS

自動車の付属品(第87.08項)



② 自動車用の座席
腰掛け(第94.01項)

VS

自動車の部分品(第87.08項)



iv . HS委員会での個別分類事例

- 通則3(b)

重要な特性を与えている構成要素

事例3 玩具とお菓子のセット

⇒ HS委員会の当初決定 (分離課税)



■ 通則3(b)「小売り用のセット」

セットを構成する全ての物品が、ある特定の必要性を満たすため又はある特定の活動を行うための関係でないと、セット課税できない。

小売用のセットにした物品

【肯定事例】

スパゲティセット(箱入り)

・生スパゲッティ
19.02 協30円/Kg



・粉チーズ
04.06 協26.3%

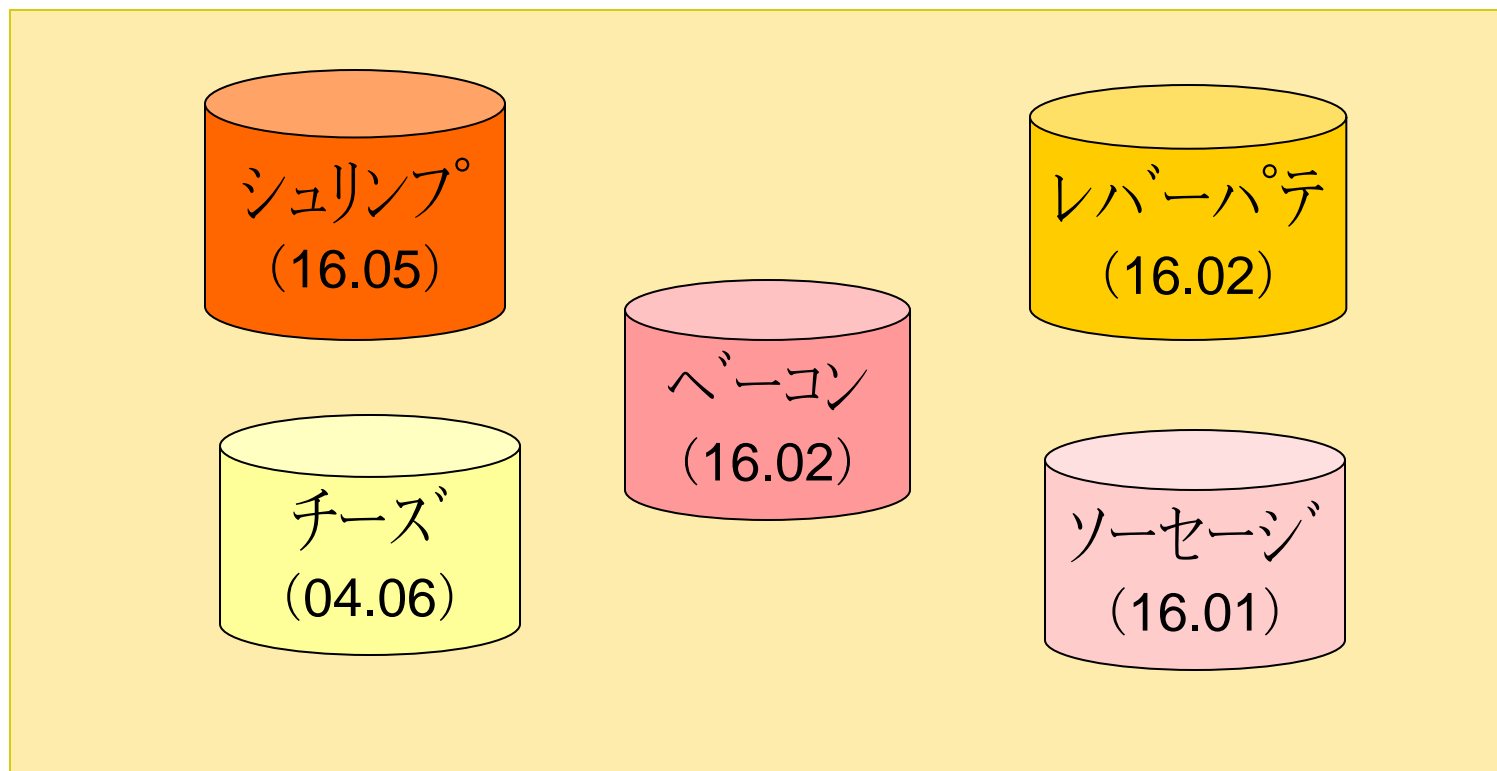


・トマトソース
21.03 協17%



小売用のセットにした物品

【否定事例】 贈答缶詰セット



事例3 HS委員会の決定(分類変更) 分離課税 ⇒ 玩具(セット)

= 税率変更



全体を玩具(95.03項)
として一括分類

第95類注4 (2007年HS改正で新設)

4. この類の注1のものを除くほか、第95.03項には、この項の物品と一以上の物品(関税率表の解釈に関する通則3(b)のセットではないもので、単独で提示する場合は他の項に属するものに限る。)とを組み合わせたものを含む(小売用にしたもの及びがん具の重要な特性を有する組合せにしたものに限る。)

⇒ 通則3(b)の「小売り用のセット」と認められない場合でも、玩具に重要な特性を有する小売り用の物品は、玩具(95.03項)で分類されることとなった。

V. おわりに

- 事前教示制度
- 税関HPで検索できる参考情報

輸入者の皆様へ

迅速な輸入通関と、
関税分類の正確性を期すために…



関税分類の

「**文書による事前教示**」をご利用ください！

「文書による事前教示」とは？

輸入を予定している貨物の関税分類を**文書で照会し**、**文書で回答を受ける**ことができ、輸入者の方にとっては**様々なメリット**のある制度です。例えば…

● **事前の計画性**

事前に輸入貨物の税番・税率がわかるので、原価計算が確実にでき、輸入計画や販売計画が立てやすくなる。

● **迅速な通関**

輸入貨物の税番・税率について事前に回答を受けることにより、輸入時の貨物の通関・引取りが早くなる。

● **分類の安定性**

文書による照会の回答内容は、照会された貨物の輸入通関審査に際して、3年間尊重される。

● **分類の公平性**

文書による照会の回答内容は、すべて登録番号で管理されているので、全国どこで輸入申告されても、通関審査に際して尊重される。



事前教示は、**文書により照会を行い**、**文書で回答を受ける**ことが原則とされています。

なお、事前教示にあたり、サンプルの提供を要しない貨物等、一定の条件が満たされた場合にはインターネットによる事前教示照会（文書照会への切替え）ができます。

◎文書による事前教示照会書の様式の入手方法

・税関HP (<http://www.customs.go.jp>) からダウンロードできます
トップページ中央の「輸出入の手続き」をクリック

↓
1.品目分類及び税率 - 「品目分類の事前教示」をクリック

↓
[利用方法]文中 - (C-1000号)をクリック

↓
税関様式及び記載要領

「事前教示に関する照会書(C-1000号)」

「インターネットによる事前教示照会書(C-1000号-13)」(注)

(注)インターネットによる事前教示で文書へ切替えを希望する場合には、「インターネットによる事前教示照会書(C-1000号-13)」をご使用願います。



(お問い合わせ先) 名古屋税関 業務部

首席関税鑑査官部門 (電話052-654-4139)

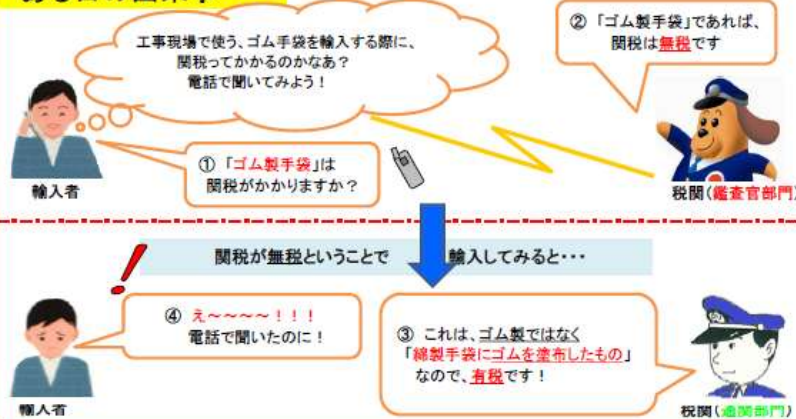
[Eメールアドレス: nagoya-gyomu-kansa@customs.go.jp]

参考
「事前教示に関する照会書 (C-1000号)」



「文書による事前教示」のメリットは様々ありますが、
口頭照会の場合に起こりうる事例
をご紹介します！

ある日の出来事…



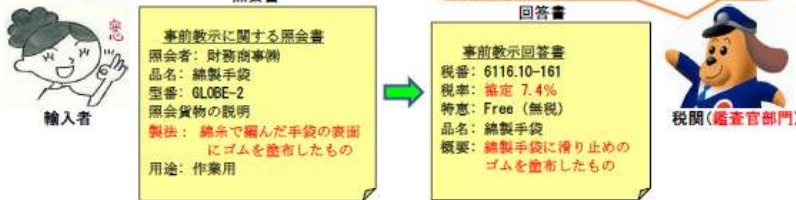
口頭での商品説明に基づく回答ですので、**輸入通関の際は単なる参考情報にすぎません。**



「文書による事前教示」のメリット

初めての輸入なので、
文書で関税分類の照会をしたいのですが…

こちらが**回答書**になります。
輸入申告の時に、窓口で提示して下さい。
全国どこで輸入されても有効なので、
ご安心下さい！



事前教示は、**文書により照会を行い**、**文書で回答を受ける**ことが原則とされています。

税関HPで検索できる参考情報

品目分類及び税率関係

- ・実行関税率表

<http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>

- ・関税率表解説 / 分類例規

<http://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/index.htm>

- ・事前教示回答(品目分類)【有効な事前教示回答書の検索が可能】

<http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunrui/index.htm>

- ・輸入貨物の品目分類事例【主要な分類事例を掲載】

http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunruijirei/bunruijirei_index.htm

HP共通: 所管法令
関連法令
告示
通達
周知 等
www.customs.go.jp

各税関の関税分類担当部門

- 函館税関業務部関税鑑査官 0138-40-4716
- 東京税関業務部首席関税鑑査官 03-3529-0700
- 横浜税関業務部首席関税鑑査官 045-212-6156
- **名古屋税関業務部首席関税鑑査官**
nagoya-gyomu-kansa@customs.go.jp **052-654-4139**
- 大阪税関業務部首席関税鑑査官 06-6576-3371
- 神戸税関業務部首席関税鑑査官 078-333-3118
- 門司税関業務部首席関税鑑査官 050-3530-8373
- 長崎税関業務部関税鑑査官 095-828-8669
- 沖縄地区税関 関税鑑査官 098-862-8692